

令和5年(行コ)第30号 託送料金認可取消請求控訴事件

控訴人 一般社団法人グリーンコープでんき

被控訴人 国

2023年(令和5年)5月23日

福岡高等裁判所 第3民事部 御中

控訴理由書

控訴人訴訟代理人

弁護士	小島延夫	
弁護士	北古賀康博	
弁護士	篠木潔	
弁護士	馬場勝	
弁護士	福島健史	

(目次)

物の廃止の費用だけ、全需要家から徴収するとするのは、発電事業者間の公平 を害し、電力自由化の趣旨にも反すること.....	21
(2) 原判決の理由とするところについて.....	22
ア 原判決の判示.....	22
イ そもそも、原子力発電工作物の廃止についてのみ特別の会計制度を設け、優 遇措置を設けることは、明白な不公平であり、電力自由化の趣旨に反すること	22
ウ 原発依存度の低減という国のエネルギー政策における基本方針は、原子力発 電事業者だけを優遇する制度を作ることを正当化するものではないこと....	23
(3) 小括.....	24
3 賠償負担金は、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題 に要する費用ではないこと.....	24
(1) 一事業者が起こした事故の賠償金は、電気の全需要家が公平に負担すべき電 気事業に係る公益的課題に要する費用にはならないこと.....	24
(2) 仮に「原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧 原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することがで きなかったもの」だとしても、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に 係る公益的課題に要する費用にはならないこと.....	26
(3) 原判決の理由とするところについて.....	28
(4) 小括.....	29
第4 原判決の理由とするところについての検討.....	30
1 法18条1項は、託送供給等約款の定め方に加え、その対象となる「託送供給 及び電力量調整供給に係る料金その他の供給条件」に関する細目について経済産 業省令に委任する規定であるとの点.....	30
2 「料金を能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤をえたものとす るためにどのような原価等の算定方法を定めるのが相当であるかの判断には、（ 中略）専門技術的検討に加え、そのような検討を踏まえた政策的判断も要するこ	

とから、これを経済産業省令に委任したもの」「経済産業省令においていかなる原価等の算定方法を定めるかについては、法の委任の趣旨を逸脱しない範囲内において、電気エネルギー政策の所管行政庁である経済産業大臣に専門技術的かつ政策的な観点からの一定の裁量権が認めている（ママ）」（11頁）との点について.....	32
3 「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」は、「一般送配電事業を営むために必要な費用」に含まれうるのか。.....	34
(1) 電気事業法18条3項1号にいう「原価」に、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」が含まれると解することはできないこと.....	34
(2) 「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」が一般送配電事業を営むために必要な費用に含まれると解することはできないこと.....	34
4 電気事業法は、託送供給制度を導入した平成11年改正当初から、託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を回収することを想定しているとの点について.....	35
(1) 原判決の判示.....	35
(2) 乙14号証（平成11年の電気事業審議会基本政策部会料金制度部会の報告書）には、託送料金に加えて、公益的課題に要する費用を回収することは記述されていないこと.....	35
(3) 平成11年の国会審議.....	38
(4) 「託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を回収する」との記述は、平成25年10月に初めて使用されたものにすぎないこと.....	38
(5) 小括.....	38
5 「国会の審議」の点について.....	40
(1) 原判決の判示.....	40

(2) 平成26年の国会答弁では、賠償負担金（賠償負担金相当金）及び廃炉円滑化負担金（廃炉円滑化負担金相当金）を託送料金に係る原価等（具体的には営業費）の構成要素とすることは想定されていないこと.....	40
(3) 平成29年の国会での質疑応答では、改正法案が国会に出されたわけでなく、国会審議といえるものではなく、かつ、平成11年報告書の内容を誤って引用した答弁がなされていること.....	41
6 本件施行規則45条の21の2～45条の21の7は、（電気事業）法の規定を実施するための執行命令として定められたとの解釈が誤りであること.....	42
第5 総括.....	44

第1 原判決の判示

原判決は、「法18条1項は、託送供給等約款の定め方に加え、その対象となる「託送供給及び電力量調整供給に係る料金その他の供給条件」に関する細目について経済産業省令に委任する規定である」（11頁）として、

「料金を能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものとするためにどのような原価等の算定方法を定めるのが相当であるかの判断には、（中略）専門技術的検討に加え、そのような検討を踏まえた政策的判断も要することから、これを経済産業省令に委任したもの」「経済産業省令においていかなる原価等の算定方法を定めるかについては、法の委任の趣旨を逸脱しない範囲内において、電気エネルギー政策の所管行政庁である経済産業大臣に専門技術的かつ政策的な観点からの一定の裁量権が認めている（ママ）」（11頁）とし、

「（電気事業）法は、託送供給制度を導入した平成11年改正当初から、託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を回収することを想定しており、小売分野の全面自由化に伴う平成26年改正後も、その仕組みに変化が生じたものとは認められないから、託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を託送料金として回収することを許容するものであると解される。」（11頁）とした上で、

「経済産業大臣が経済産業省令において原価等の算定方法を定めるに当たり、託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を託送料金として回収することを前提とすること（本件に則していえば、託送供給等に係る供給条件の一つである料金に係る原価等の構成要素である営業費の算定に当たり、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を含めること）も、法の委任の趣旨の範囲内であると解するのが相当である。」（11頁最終行から12頁）とし、

「賠償負担金（賠償負担金相当金）及び廃炉円滑化負担金（廃炉円滑化負担

金相当金)は、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用である」(14頁)として、

「これら(賠償負担金(賠償負担金相当金)及び廃炉円滑化負担金(廃炉円滑化負担金相当金))を託送供給等約款料金に係る原価等(具体的には営業費)の構成要素とした本件算定規則4条2項の規定は、法の委任の趣旨及び所管行政庁である経済産業大臣の裁量権の範囲を逸脱するものとはいえない。」(14頁)とした。

しかし、原審の以上の判断は、以下に述べる通り、重大な事実誤認があるとともに、法令解釈を誤るものである。

第2 賠償負担金(賠償負担金相当金)及び廃炉円滑化負担金(廃炉円滑化負担金相当金)は、電気事業法18条3項1号にいう「適正な原価」に含まれないと

1 電気事業法は、小売電気事業者に、基準を満たすものとして認可された託送供給等約款によって託送供給を受ける地位を、法的な地位、権利として保障していること

本件の法解釈を考えるにあたり、まず、小売電気事業者の託送供給を受ける地位が、法的にどのように位置付けられているのかを見る必要がある。

小売電気事業者は、電気事業法17条1項、18条1項、2項、3項によつて、規定された基準を満たすものとして認可された託送供給等約款によって託送供給を受けるという地位を、法的な地位、権利として保障されている。

すなわち、

第一に、電気事業法17条1項は、「一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における託送供給(中略)を拒んではならない。」と規定している。これは、一般送配電事業者は、小売電気事業者に対し、正当な理由がなければ、託送供給を拒むことはできないという義務を負っていることを規定するものである。

したがって、電気事業法17条1項により、小売電気事業者は、託送供給を受ける権利を保障されているのである。

しかも、その託送供給の具体的な契約内容は、契約当事者が自由に協議して決定するわけではない。電気事業法は、託送供給の内容について、一般送配電事業者は「託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない」（電気事業法18条1項）と規定し、「その認可を受けた託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行つてはならない。」（同法18条2項）と定め、かつ、認可を受けるためには、同法18条3項の基準を満たすものでなければならぬと定めている。

小売電気事業者は、電気事業法17条1項によって、一般送配電事業者から託送供給を受ける権利が保障されるだけではなく、同法18条1項、2項、3項によって、その契約内容は同法18条3項の基準を満たすものでなければならぬとされ、かつ、あらかじめ、託送供給等約款は経済産業大臣の認可を受け、その通りの内容でないと契約上の効果を生じないとされており、そうした内容の供給を受ける権利が保障されているのである。

つまり、小売電気事業者は、電気事業法17条1項、18条1項、2項、3項によって、法律に定められた基準を満たすものとして認可された託送供給等約款によって、託送供給を受けるという地位を、法的地位、権利として保障されているのである。

2 小売電気事業者の権利の保障の意味と電力自由化の関係

以上の通り、電気事業法において、小売電気事業者の託送供給を受ける地位が、法的地位、権利として保障されているが、電気事業法全体を見た場合、それと同様に、電気供給契約の供給を受ける者の法的地位や権利を保障しているのは、離島供給などを除き、他にはない。

すなわち、電力自由化がされた後の電気事業法において、離島供給などを除き、電気事業法に規定された基準を満たすものとして認可された約款によって、電気供給を受けるという法的地位や権利を保障されているのは、小売電気事業者

だけなのである。

なぜ、電気事業法は、電力自由化の中において、このような法的地位や権利を、小売電気事業者に保障しているのであろうか。

これは、小売事業と発電事業をそれぞれ競争させることによって、電気事業の効率化を図り、電気料金を下げていくまたは値上がりを抑制していくということを重要な目的の一つとする電力自由化において、電気料金の値下げまたは値上がりの抑制という需要家の利益を達成するためには、需要家への託送供給にかかる料金（託送料金）といった、どの小売電気事業者でもかかるコストを、平等で、かつ、できる限り少ないものとし、自由競争の基礎を形成する必要があるからである。

電力自由化によって、発電事業や小売事業が自由化されたが、小売事業者が需要家に対し電力供給をする際に、発電事業者からの電気を、送配電網（送電用及び配電用の電気工作物・法2条8号）を利用して需要家へと託送しなければならない。その託送業務は、一般送配電事業者によって特定の地域において独占的に営まれている（法4条1項4号、5条1号・4号・5号）ので、必ず、小売事業者は、一般送配電事業を利用しなければならない。その意味で、一般送配電事業は、発電事業者から需要家へ電気を届ける公共インフラとして、公正かつ合理的に営まれなければならないので、強い公的監督のもとに置かれているのである。

現在のところ、託送料金は、電気の小売料金に転嫁され、最終的には電力の需要家（最終使用者）の負担となっている。そして、託送料金は需要家向け電気料金の約3～4割を占めている。この託送料金を低く抑えていかないと、電気の小売料金も低く抑えることができず、電力自由化の目的も達成できないのである。

仮に、小売電気事業者の努力によっても削減できないコストが減らないまま、小売電気事業者に値下げ競争を強いるとなると、小売電気事業者は、本来需要家に転嫁すべきコストをどこまで自分で負担して小売電気料金を値下げできるかといった、過度の負担を強いられることになり、その結果、寡占状態にあり体力のある旧一電系に比べ新興の市場シェアの小さいその他の小売電気事業者は、実質

的に不利な状況とされ、電力自由化が阻害され、需要家の利益も実現されないことになる。

また、託送料金には、小売にかかるコストや発電にかかるコストは含まれず、一般送配電事業を営むために必要な費用に限定されることになる。仮に一部の発電事業者の費用や一部の小売事業者のコストを負担するようになると、適正な競争が担保されないからである。

その意味で、電気事業法が、小売電気事業者が一般送配電事業者によって託送供給を受ける契約について、供給義務づけ制度、供給等約款の認可制度を残し、託送料金を許認可にからしめ、小売電気事業者に、基準を満たすものとして認可された託送供給等約款によって、託送供給を受けるという法的地位や権利を保障したのは、託送料金といった、どの小売電気事業者でもかかるコストを、できる限り少ないものとし、自由競争の基礎を形成し、そのことによって、電気料金を漸次下げるまたは抑制していく、それをもって、電気の需要家（使用者）の利益を最終的に保護するため、すなわち、電気の需要家（使用者）の利益を最終的に保護するという電気事業法の目的（電気事業法1条）を達成するためである。

以上のように、電気事業法は、電気の需要家（使用者）の利益を最終的に保護するという電気事業法1条に規定された目的を達成するため、電力自由化の中においても、託送料金といった、どの小売電気事業者でもかかるコストをできる限り少ないものとし、自由競争の基礎を形成し、そのことによって、電気料金を漸次下げるまたは抑制していくため、小売電気事業者に、法律に規定された基準を満たすものとして認可された託送供給等約款によって、託送供給を受けるという法的地位や権利を保障したのである。

3 電気事業法18条3項1号にいう「原価」とは、一般送配電事業を営むために必要な費用であり、財務会計上の概念として概念・意義内容は明確であることさて、以上のように、電気事業法は、小売電気事業者に、基準を満たすものとして認可された託送供給等約款によって、託送供給を受けるという法的地位や権

利を保障している。

その基準のうち、託送料金に係る基準として、電気事業法は、その18条3項1号において、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」と規定している。ここでいう「適正な原価」はどのように理解されるべきであろうか。

「適正な原価」の意味は、電気の使用者（需要家）の利益を保護（電気事業法1条）し、かつ、電気料金の値下げまたは抑制という電力自由化の重要な目的を達成するため、託送料金という、どの小売電気事業者にも共通のコストを、できる限り少ないものとし、自由競争の基礎を形成し、そのことによって、電気料金を漸次下げまたは抑制していき、小売電気事業者に保障された、認可された託送供給等約款によって、託送供給を受けるという法的地位や権利を実現するために基準として記述されている。そして、「原価」という概念は、文理上、財務会計上の概念と理解される。こうしたことからすると、何が原価かどうかは、会計の諸原則などに照らして、その事業を営むために必要な費用かどうかということによって定まることになると解される。

また、電気事業法18条3項1号は、電気事業法18条1項にいう「一般送配電事業者がその供給区域において行う託送供給及び電力量調整供給に係る料金」についての規定である。「一般送配電事業者がその供給区域において行う託送供給及び電力量調整供給」とは、一般送配電事業そのものである（電気事業法2条8号）。したがって、電気事業法18条3項1号に規定する「適正な原価」とは、一般送配電事業を営むために必要な費用ということになる。

算定規則3条1項が「託送供給等約款料金を算定しようとするときは、（中略）一般送配電事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額を算定しなければならない。」と規定しているのは、その当然の解釈を改めて確認しているものである。

以上の通り、電気事業法18条3項1号にいう「原価」とは、一般送配電事業を営むために必要な費用をいう。

なお、この点について、原判決は、「一般送配電事業者が、一般送配電事業を運営するに当たって必要であると見込まれる営業費として、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金（以下「賠償負担金相当金等」という。）の額を算定しなければならない旨の規定（本件算定規則4条2項）等を設け」（原判決1頁）とし、営業費（原価に相当）が、「一般送配電事業を運営するに当たって必要であると見込まれる費用」でなければならないことを認めるかのような記述をしているが、他方、電気事業法18条3項1号にいう「適正な原価」が「一般送配電事業を営むために必要な費用」なのかどうか明示的に判断していない。

しかし、電気事業法18条3項1号、電気事業法18条1項、電気事業法2条8号からすれば、文理上、電気事業法18条3項1号に規定する「適正な原価」とは、一般送配電事業を営むために必要な費用であることは明確である。

また、その概念は、財務会計上の概念であるので、会計の諸原則などに照らして、その概念・意義内容は明確である。

まして、電気料金の値下げまたは抑制という電力自由化の重要な目的を達成するため、どの小売電気事業者でもかかるコストを、できる限り少ないものとし、自由競争の基礎を形成するため、託送料金をできるだけ少なくする必要があること、託送料金を適正なものとすることは、電気の使用者（需要家）の利益を保護するという電気事業法1条の目的を達成する前提として、小売電気事業者に保障された、認可された託送供給等約款によって、託送供給を受けるという法的地位や権利を実現するためのものであることを考えあわせると、電気事業法18条3項1号にいう「原価」の意味は、一般送配電事業を営むために必要な費用に限定され、その該当性も厳格に審査されなければならない。ここに裁量のはいり混む余地はない。

ちなみに、何が原価（事業を営むために必要な費用）かは、所得税・法人税などの課税においても、しばしば問題となることである。

裁判所は、様々な事業について、その事業の特質に応じ、一つ一つの費用について適切に判断している。そこには、税務行政の裁量などは存在しない。何が原

価であるかについて、税務行政の判断に委ねられていないのである。

また、各事業についての「業法」を所轄する省庁も、原価とは何か、その判断を委ねられていないし、何を原価とするかについて裁量など有していない。それぞれの事業の特性からみて何が原価（事業を営むために必要な費用）かは、裁判所が十分に判断できるもので、現に判断してきたことであって、そこには、行政の裁量がない。

電気事業以外の事業において、裁判所が完全に判断でき、裁判所が現に判断してきたことであって、行政の裁量が認められていないことについて、電気事業、特に、一般送配電事業の場合だけ別とする理由も事情もない。

4 電気事業法18条1項は、電気事業法18条3項1号に規定する以外のものを「料金」とすることを経済産業省令に委任しているのか。

電気事業法18条1項は、「経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」と規定している。

この条文を素直に文理解釈すれば、省令は、「託送供給等約款」をどのように定めるか、どのように申請を行うかを規定するもの、すなわち、認可申請の内容をなす託送供給等約款において定めるべき事項と料金の算定計算書の記載事項、申請手続きなどを定めるものと理解される。

一般に、行政法規において、電気事業法の規定のように、まず、認可を受けるべきことを規定し、認可を受けない行為を禁止し（許可を受けるべきとする条項が禁止条項を兼ねる場合もある）、別項において認可の基準を定めるというものは多い。この場合、認可の基準は、基準を規定する条項において規定され、仮に、基準を下位法令に委任するのであれば、法律の、基準を規定する条項において規定する。

例えば、自然公園法20条は、3項において、特別地域内における環境大臣の許可を受けずに、所定の行為をすることを禁止し、4項において、許可の基準を定めているが、自然公園法20条第4項は、「環境大臣又は都道府県知事は、前

項各号に掲げる行為で環境省令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。」と規定し、許可の基準を法律において省令に委任している。

また、都市計画法の開発行為の許可についても、同法29条1項は、都市計画区域内などにおいて開発行為をしようとする者は、許可を受けるべきことを定め、同法92条3号において許可なく開発行為をした者は、刑事処罰を受けることを定め、その申請の手続きを同法30条1項において定め（「国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。」とする）、許可の基準は、同法33条1項において定められるが、基準をより強化する条例の制定ができるることは同法33条3項・4項・5項において明文で定められている。

本件の場合、電気事業法18条3項においては、自然公園法20条4項や都市計画法33条3項・4項・5項のような、基準についての委任規定は存在していない。

こうした法律の規定の仕方からみて、何を、託送供給等約款料金とすることができるかは、電気事業法18条3項1号が定めるところである。

したがって、電気事業法18条3項1号に規定する以外のもの（原価としては「一般送配電事業を営むために必要な費用」以外のもの）を「料金」とすることを、電気事業法18条1項は、経済産業省令に委任していない。

5 電気事業法18条3項1号にいう「原価」に、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」が含まれると解することはできないこと

（1）法律による行政の原理・憲法41条

以上の通り、電気事業法18条3項1号にいう「適正な原価」とは、一般送配電事業を営むために必要な費用である。

また、「適正な原価」もしくは「一般送配電事業を営むために必要な費用」とは、財務会計上の概念であり、その概念・意義内容は、会計の諸原則などに

照らして、明確である。

そして、「適正な原価」もしくは「一般送配電事業を営むために必要な費用」概念は、電気の使用者（需要家）の利益を保護するという電気事業法1条の目的を達成する前提として、小売電気事業者に保障された、認可された託送供給等約款によって、託送供給を受けるという法的地位や権利を実現するための規定である。

行政法の大原則である、法律による行政の原理は、国会で制定された形式的意味の法律によることなく、人の権利・自由を制限したり、新たな義務を課したりすることはできないとするものである。憲法41条の定めも、実質的に同一の内容を言っているものである。

国会で制定された形式的意味の法律によってのみ規制するという趣旨からして、明文による規定がなければ、権利制限はできない。

まして、本件のように、「電気の使用者（需要家）の利益を保護」するという電気事業法1条の目的を達成し、かつ、電気料金の値下げまたは抑制という電力自由化の重要な目的を達成するため、小売電気事業者に保障された、法に規定された基準を満たすものとして認可された託送供給等約款によって託送供給を受けるという法的地位や権利を実現するためのものとして、託送料金の認可基準が定められている場合、法律に明文の規定なく、権利制限をすることは認められない。

本件において、法律（電気事業法）の明文の規定は、託送料金として、一般送配電事業を営むために必要な費用を、適正な原価として、小売電気事業者に負担させるというものである（電気事業法18条3項1号、同法18条1項、同法2条8号）。

それ以外のものを負担させることは、法律の明文の規定に反するものである。

したがって、それを負担させることは、法律による行政の原理に反し、また、憲法41条に反する。

一般送配電事業を営むために必要な費用といえない費用であれば、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」は、電気事業法18条3項1号にいう「適正な原価」には含まれないので、そうした費用を、小売電気事業者に負担させることは、法律による行政の原理に反し、また、憲法41条に反する。

(2) 電力自由化との関係

また、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」であれば、一般送配電事業を営むために必要な費用といえない費用であっても、託送料金として徴収するということは、電力自由化の制度趣旨からしても重大な問題を有する。

そもそも、電力自由化は、小売事業と発電事業を自由化し、「電力選択の自由を全ての国民に保証し、小売分野における競争を通じて電気事業の効率化を図るため」（一審被告の令和3年3月31日付け第1準備書面・20頁）とする通り、競争を通じて電気事業の効率化を図り、電気料金を下げまたは抑制していくというところに重要な目的がある。

その趣旨から言えば、小売電気事業者の契約相手への託送供給にかかる料金（託送料金）といった、どの小売電気事業者でもかかるコストを、平等で、かつ、できる限り少ないものとし、自由競争の基礎を形成する必要がある。

また、当然のことながら、一部の発電事業者のコストや一部の小売事業者のコストを、託送料金に含ませることはできない。一般送配電事業は公共インフラであるから、そこでの原価には一般送配電事業を営むために必要な費用に限定され、仮に一部の発電事業者のコストや一部の小売事業者のコストを負担するようになると、適正な競争が担保されないからである。

こうした視点、特に、原価は一般送配電事業を営むために必要な費用に限定し、できる限り少ないものとし、自由競争の基礎を形成するという趣旨からすれば、たとえ「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」であっても、一般送配電事業を営むために必要な費用といえな

い以上、これを徴収することは認められない。

6 賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、一般送配電事業を営むために必要な費用とはいえないこと

では、「賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金」は、法18条3項1号の「適正な原価」＝「一般送配電事業を営むために必要な費用」なのだろうか。

すでに、控訴人が、訴状及び一審の原告の準備書面3において指摘したように、経済産業省は、平成29年（2017年）9月28日に電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第50号）（「本件省令」）を制定し、規則を改正し、規則において、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」の定義をし、かつ、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」を一般送配電事業者は接続供給の相手方（託送受給者）から回収しなければならない、と定めた。

そこで特筆すべき点の第1点は、規則の「第2章 電気事業」の「第2節 一般送配電事業」の中において、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」を規定せず、規則の「第2章 電気事業」の「第5節 発電事業」の次に、「第5節の2 賠償負担金の回収等」、「第5節の3 廃炉円滑化負担金の回収等」という節を新たに設け、その中において、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」の定義をし（規則45条の21の3第1項及び規則45条の21の6第1項）、かつ、一般送配電事業者は「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」を接続供給の相手方（託送受給者・原則として小売電気事業者）から回収しなければならない（規則45条の21の2第1項及び規則45条の21の5第1項）と定めた点である。

規則の章立てや規定の仕方からみても、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は、発電事業に関連する費用であって、「一般送配電事業を営むために必要な費用」ではない。

また、特筆すべき点の第2点は、その定義をみても、「賠償負担金」は、原子

力損害の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかつたもの（規則45条の21の3第1項）とされている。この損害賠償の責を負うのは、原子力損害賠償法にいう原子力事業者であり、法にいう原子力発電事業者である。

廃炉円滑化負担金も、原子力発電工作物の廃止を円滑に実施するために必要な資金（規則45条の21の6第1項）であるので、原子力発電事業者が負担すべきものである。

規則のこの定義からして、明確に、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は、原子力発電事業のための費用であり、「一般送配電事業を営むために必要な費用」ではない。

さらに、特筆すべき点の第3点は、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は、一般送配電事業者が回収するものの、そのまま、原子力発電事業者に渡されることである（規則45条の21の2第2項、規則45条の21の5第2項）。

「一般送配電事業を営むために必要な費用」ではないから、一般送配電事業のために使われず、全額原子力発電事業者に渡されるのである。

以上からみれば、いかなる意味でも、「賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金」は、原子力発電事業者という一部の発電事業者のコストであり、法18条3項1号の「適正な原価」 = 「一般送配電事業を営むために必要な費用」ではない。

7 小括

以上の通り、

第一に、電気事業法17条1項、18条1項、2項、3項は、小売電気事業者に対し、法律に定められた基準を満たすものとして認可された託送供給等約款によって、託送供給を受けるという地位を、法的な地位、権利として保障しており、電気事業法18条3項1号にいう「原価」という概念は、その権利保障に強く関連するから、一般送配電事業を営むために必要な費用に限定され、その該当

性も厳格に審査されなければならない。

第二に、電気事業法18条3項1号にいう「原価」とは、一般送配電事業を営むために必要な費用をいうのであり、その概念は、財務会計上の概念であるので、会計の諸原則などに照らして、その概念・意義内容は明確である。ここに裁量のはいり混む余地はない。

第三に、電気事業法18条の規定の仕方からして、電気事業法18条1項は、電気事業法18条3項1号に規定する以外のもの（原価としては「一般送配電事業を営むために必要な費用」以外のもの）を「料金」とすることを、経済産業省令に委任していない。

第四に、法律による行政の原理、及び、憲法41条からして、「電気の使用者（需要家）の利益を保護」するという電気事業法1条の目的を達成し、かつ、電気料金の値下げまたは抑制という電力自由化の重要な目的を達成するため、小売電気事業者に保障された、基準を満たすものとして認可された託送供給等約款によって託送供給を受けるという法的地位や権利を実現するためのものとして、託送料金の認可基準が定められており、法律には、託送料金としては、適正な原価として、一般送配電事業を営むために必要な費用を、小売電気事業者に負担させる（電気事業法18条3項1号、同法18条1項、同法2条8号）と定めているだけであるので、適正な原価以外のものである「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を、小売電気事業者に負担させることは、違法・違憲なもの（法律による行政の原理及び憲法41条に反する）となる。

第五に、小売事業と発電事業を自由化し、競争を通じて電気事業の効率化を図り、電気料金を下げまたは抑制していくというところに重要な目的がある電力自由化の下で、特に、原価は一般送配電事業を営むために必要な費用に限定し、できる限り少ないものとするべきところ、一般送配電事業を営むために必要な費用といえない費用である以上、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を徴収することは認められない。まして、一部の発

電事業者のコストは、電力自由化・適正な競争を阻害するものであって、これを、託送料金に上乗せすることは認められない。

そして、第六に、「賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金」は、規則の章立てや規定の仕方からみても、その定義をみても、一般送配電事業者が回収するものの、そのまま原子力発電事業者に渡されることから見ても、原子力発電事業という一部の発電事業者のコストであって、「一般送配電事業を営むために必要な費用」ではなく、電気事業法18条3項1号の「適正な原価」＝「一般送配電事業を営むために必要な費用」ではない。

以上からすれば、原判決がいう、「託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を託送料金として回収することを許容する」との判示、及び、「賠償負担金（賠償負担金相当金）及び廃炉円滑化負担金（廃炉円滑化負担金相当金）を託送供給等約款料金に係る原価等（具体的には営業費）の構成要素とした本件算定規則4条2項の規定は、法の委任の趣旨及び所管行政庁である経済産業大臣の裁量権の範囲を逸脱するものとはいえない。」との判示は、電気事業法18条3項1号にいう「原価」の概念・法的意義についての理解を誤り、電気事業法18条1項の経済産業省令がどのようなことを定めることができるかという理解を誤り、法律による行政の原理及び憲法41条に反する点の判断を誤り、電力自由化の理解を誤り、さらに、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は原子力発電事業に関連する費用であって「一般送配電事業を営むために必要な費用」ではなく、法18条3項1号の「適正な原価」＝「一般送配電事業を営むために必要な費用」ではないことの理解を誤るものであって、法的根拠を欠くものと言わざるを得ない。

第3 賠償負担金や廃炉円滑化負担金は、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用ではないこと

1 原判決の判示

原判決は、「賠償負担金（賠償負担金相当金）及び廃炉円滑化負担金（廃炉円

滑化負担金相当金)は、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用であるといえ」(14頁)るとしているので、その点について検討する。

2 廃炉円滑化負担金は、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用ではないこと

(1) 発電事業者が事業を営むための本的、基礎的な事業工作物である発電工作物について、その廃止に要する費用を、一部の発電事業者が所有する発電工作物の廃止の費用だけ、全需要家から徴収するとするのは、発電事業者間の公平を害し、電力自由化の趣旨にも反すること

まず、廃炉円滑化負担金についてみると、廃炉円滑化負担金は、原子力発電工作物の廃止を円滑に実施するために必要な資金(規則45条の21の6第1項)とされている。

そもそも、原子力発電工作物は、原子力発電事業者が事業を営むための本的、基礎的な事業工作物である。その設置は、原子力発電事業者が当然負担すべきものであるのと同様に、原子力発電工作物の廃止に要する費用も、原子力発電事業者が当然負担すべきものである。

発電事業者は、事業を営むためには、必ず発電工作物を所有運営しており、その廃止も発電事業者が自らの責任と負担で行う。

仮に、ある種の発電事業者だけに発電工作物の廃止に係る資金を託送料金として徴収して渡し、他の発電事業者には、発電工作物の廃止に係る資金を託送料金として徴収しないということにすれば、明白な不公平である。

電力自由化は、小売事業者の競争を促すだけでなく、発電事業者の競争を促すことも目的としている。発電事業者間の自由競争を促すことによって、発電事業を全体として効率化し、発電コストを下げまたは抑制していくこととなる。そこで、一部の発電事業者のコストや一部の小売事業者のコストを託送料金で負担したり、託送料金の仕組みを利用することでその徴収コストを一部の発電事業者や一部の小売事業者が免れるようになると、公正さが害さ

れ、発電事業者間、小売電気事業者間の適正な競争が担保されず、発電事業の効率化も図れないこととなる。したがって、一部の発電事業者のコストや一部の小売事業者のコストを、託送料金で負担するようなことは、明らかに、電力自由化の趣旨に反するものとなる。

原判決も「廃炉円滑化負担金については、本来、発電事業部門で負担すべき費用であり、発電事業、送配電事業、小売事業の各事業が峻別された自由化の下では、発電に係る費用回収のために託送料金の仕組みを利用することの妥当性が問題となることは否定できない」と述べている（18頁）。

（2）原判決の理由とするところについて

ア 原判決の判示

他方、原判決は、「廃炉円滑化負担金は、特定原子力発電事業者が受けた所定の承認に係る原子力発電工作物の廃止を円滑に実施するために必要な資金であり（本件施行規則45条の21の6第1項）、平成26年の小売全面自由化以前から、原発依存度の低減という国のエネルギー政策における基本方針の中、原子力発電事業者が会計上の理由から廃炉判断を躊躇することや廃炉の円滑な実施に支障を来すことがないよう措置された廃炉会計制度を継続するためのものである。このような廃炉円滑化負担金は、廃炉会計制度が、原発依存度の低減という国のエネルギー政策に沿って措置されたものであり、小売全面自由化においてもその政策に変わりがないことから、制度を継続することが適当であり、そのために必要となる着実な費用回収の仕組みについては、小売全面自由化の下でも原発依存度低減や廃炉の円滑な実施等のエネルギー政策の目的を達成するために例外的な措置として、規制料金として残る託送料金の仕組みを利用する事が妥当である旨の専門家の意見」（13頁）を、廃炉円滑化負担金（廃炉円滑化負担金相当金）が電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用であるといえる理由として挙げているので、その点について検討する。

イ そもそも、原子力発電工作物の廃止についてのみ特別の会計制度を設け、優

遇措置を設けることは、明白な不公平であり、電力自由化の趣旨に反すること

前述の通り、そもそも、発電事業者は、事業を営むためには、必ず発電工作物を所有運営しており、その廃止も発電事業者が自らの責任と負担で行っている。

したがって、仮に、ある種の発電事業者だけに発電工作物の廃止に係る特別な会計制度を設け、優遇措置を設け、他の発電事業者には、そのような制度を設けないことは、明白な不公平である。また、電力自由化という点からも、一部の発電事業者のコストや一部の小売事業者のコストを、特別な制度で優遇するようなことになると、公正さが害され、発電事業者間、小売電気事業者間の適正な競争が担保されず、発電事業の効率化も図れないこととなってしまい、電力自由化が阻害されることとなる。電力自由化の例外となる特別な措置を図ろうとするのであれば、国会での法律による承認（及びそれに先立つ法案の審議）が必要とされるべきである。

ウ 原発依存度の低減という国のエネルギー政策における基本方針は、原子力発電事業者だけを優遇する制度を作ることを正当化するものではないこと

また、原発依存度の低減という国のエネルギー政策における基本方針は、電力自由化を進めている現在の状況のもとでは、原子力発電事業者だけを優遇する制度を作ることを正当化するものではない。

すなわち、原発依存度の低減という国のエネルギー政策における基本方針は、福島第一原発事故で経験したような原子力発電所の事故リスク及び原子力発電を続ける限り増え続ける一方で、処理方法のない放射性廃棄物の増大という環境負荷の増大に対応するための方針であるが、自由化された体制の下では、事故リスクや環境負荷の高い発電工作物を所有運営している発電事業者は、その事故リスクや環境負荷が電気料金に上乗せされ、自然と電力市場から淘汰され、発電全体が、自然に事故リスクや環境負荷の少ない発電事業へシフトしていくことが想定されているのである。これが、電力自由化による電力供給制度の効率化である。

電力自由化のもとでは、老朽化した原発や危険度の高い原発で発電する限り発電コストが大きい一方で、売電価格は市場で決まるので、市場で決まった価格では、発電コストがまかなえなくなる可能性があり（老朽化した原発や危険度の高い原発で発電した電気については市場では避けられる可能性があるのでより売電価格は低くなる可能性がある）、老朽化した原発や危険度の高い原発は、市場からの淘汰されるのである。このように市場メカニズムを通じて、廃炉の円滑化を図るというのが電力自由化の仕組みである。

このように、電力自由化された体制の下では、別 の方法で、原発依存度の低減という国のエネルギー政策における基本方針が図られるべきであり、廃炉会計や廃炉円滑化負担金といった、原子力発電事業者だけを優遇する制度を作ることは、正当化されない。

原発依存度の低減という国のエネルギー政策における基本方針は、電力自由化体制の下では、託送料金に上乗せして、発電工作物の廃止に関する費用を徴収することを正当化しないのである。

（3）小括

以上からすれば、廃炉円滑化負担金は、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用に該当するとは到底認められないである。

3 賠償負担金は、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用ではないこと

（1）一事業者が起こした事故の賠償金は、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用にはならないこと

「賠償負担金」は、原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかつたもの（規則45条の21の3第1項）とされている。

しかし、そもそも、この賠償負担金は、毎日新聞2017年2月3日記事・<論点

>原発賠償・廃炉費の転嫁（甲第20号証）において、明らかになっている通り、福島第一原発事故の賠償費が膨らんだ中で、その不足分2.5兆円を穴埋めするために負担を求められたものであり、福島第一原発事故の損害賠償金に充てられるお金である。したがって、本来、事故を起こした原子力事業者が負担すべきものである。

実際、賠償負担金として、原子力発電事業者に渡された金員は、そのまま、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に渡され（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法38条）、福島第一原発事故の損害賠償に充てる資金に使用されている（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法41条）。

また、被控訴人の経済産業省自体、平成29年における国会での質疑で、賠償負担金は、福島第一原発事故の損害賠償に充てる資金に使用されるとしている。平成29年4月5日の衆議院経済産業委員会で、経済産業大臣は、「福島の復興のため、福島の皆さんに必要な賠償金を支払う原資である」（平成29年4月5日衆議院経済産業委員会議事録39頁・甲第21号証）と答弁し、平成29年4月25日の参議院経済産業委員会でも、経済産業大臣は、「過去分の2.4兆円はこれ何らかの形で措置しなければいけない、そうでないと福島の皆さんへの賠償を貫徹ができない」（平成29年4月25日参議院経済産業委員会議事録29頁・甲第22号証）と答弁している。

原発事故の損害賠償責任は、その本質は、不法行為に基づく損害賠償であるとされている。不法行為に基づく損害賠償は、被害救済機能と並んで、事故の再発防止機能もある。事故の再発防止機能という観点からみた場合、事故を起こした原子力発電事業者及びその事業に関係した者がその責任を十分に問われることが重要である。その責任を曖昧にすることはモラル・ハザードとなる上、事故の再発防止機能を大きく阻害する。

まして、その事故を起こした原子力発電事業者の発電する電気の需要家であったことすらない、全国の人々に、損害賠償資金の捻出をさせることは、民事法上は全く根拠のない話である。

そのような根拠のないことをさせる以上、国会での法律による承認（及びそれに先立つ法案の審議）が必要とされるべきである。

(2) 仮に「原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかつたもの」だとしても、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用にはならないこと

また、仮に、賠償負担金が「原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかつたもの」だとしても、それを、契約の相手方から、契約の相手方の同意を得ることなく徴収することができるのだろうか。契約の相手方だった需要家は、当時の一般電気事業者から、契約に基づいて、契約に定められた電気料金を支払って、電気の供給を受けている。

民法上の大原則として、契約に従って履行した以上、債務不履行や特別な瑕疵、無効原因などがない限り、追加で、電気料金の支払いを求められることはない。

例えば、米の生産者が、米の生産において、農薬や化学肥料を農林水産省の指導通り行なってきたが、その後、農林水産省のその指導に誤りがあり、その結果、土地が荒廃し、米の生産に問題が生じてしまったので、今後、日本で販売する米には、過去に本来消費者が負担すべきだった土壤改善のための費用負担をしてもらうと、米の生産者が一致して決め、農林水産省がそれを認めたとしても、法律の特段の規定がない場合、その過去分の「本来消費者が負担すべきだった土壤改善のための費用負担」を支払う義務が、消費者に発生するだろうか。法律の特段の規定なく、そのような義務が発生しないというのが民法上的大原則である。

そのような、民法の原則から言えば、まったく通用しないような費用負担を、法律の改正を要することなくしているというのが、今回の賠償負担金の請求である。平成29年4月5日の衆議院経済産業委員会においても、阿部衆議

院議員が「何で過去の分を、一旦取引はもう終了した、過去に電気は買った、それが、事故分を入れていなかったからこれから払ってちょうだいね、これから使う子供たちよ、払ってちょうだいねというのは、物事の取引上、ありえない発想と私は思います。」（同議事録33頁・甲第21号証）と述べている。

このように、それ自体何らの瑕疵のない契約に基づいて為された取引について、後になって過去に遡って請求することはありえないことではないかというのが問題の第1点である。

しかも、本件の賠償負担金は、平成23年3月31日以前に原子力発電による電力を現に使用した過去の需要家から徴収するのではなく、当時その電力を使用していない需要家が多数含まれる本件規則制定後の需要家からも徴収するものである。平成29年4月5日の衆議院経済産業委員会において、阿部衆議院議員は前記の発言に續いて「まだ生まれていない子供まで何でそんなものを負担するんですか、過去分を。これからの子供まで、40年、ゼロで生まれた子が40歳にまで負担するんですよ、過去分と言われて。そんなことあり得ないじゃないですか」（同議事録33頁・甲第21号証）と述べている。当時その電力を使用していない需要家が、過去分を負担することは当然には正当化されえないのではないかという点が、問題の第2点である。

その上、従来、経済産業省及び旧一般電気事業者は、原子力発電は、そのコストが極めて安いことを一つの重要な理由として、原子力発電を進めてきたのである。その際には、多額の賠償を要することにはならないとして、事故発生の場合のコスト（賠償を含む）を意図的に算定してこなかったのである。経済産業省及び電力会社（当時の一般電気事業者・現在の一般送配電事業者とほぼ同一）は、1990年代から2000年代において、多額の賠償負担が生じるような事故が発生することはないことを前提に、原子力発電は、安い発電であると盛んに宣伝していた。2004年の時点では、1kwhあたり5.9円としていた（平成26年5月14日衆議院経済産業委員会における、高橋泰三・資源エネルギー庁電力・ガス事業部長の答弁・乙第58号証の31頁）のである。

意図的に、事故によるコストは発生しないとして、原子力発電事業を進めてきたにもかかわらず、事故が発生したら、そのコストは、全需要家が公平に負担すべきものとして、法律による根拠なく、過去分を徴収するなどということは、およそあり得ない話なのである。この点が、問題の第3点である。

さらに、賠償負担金は、一般送配電事業者が回収するものの、そのまま原子力発電事業者に渡されることから見ても、原子力発電事業に関連する費用であって、一部の発電事業者のコストである。一部の発電事業者のコストを全体に負担させることは、電力自由化・適正な競争を阻害するものであって、電力自由化の趣旨にも反するものである。この点が、問題の第4点である。

(3) 原判決の理由とするところについて

原判決は「このような賠償負担金は、原子力発電という国のエネルギー・電気事業政策を進める上で、原子力の損害賠償に対処するために必要な費用であり、過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたにもかかわらず、原子力発電事業者から契約を切り替えた需要家は負担せず、引き続き原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家のみが全てを負担することは、需要家間の公平性の観点から適當ではなく、こうした需要家間の格差を解消し、公平性を確保するためには、全需要家が等しく受益していた過去分について、託送料金を通じて、原子力発電の利益を受けた全ての需要家から公平に回収することが適當である旨の専門家の意見（貫徹小委員会中間とりまとめ）」（12頁）を、賠償負担金（賠償負担金相当金）が電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用であるといえる理由として、挙げているので、その点について検討する。

まず、第一に、この専門家の意見は、賠償負担金は、福島第一原発事故の賠償費が膨らんだ中で、その不足分2.5兆円を穴埋めするためのお金で、損害賠償金に充てられるお金であることを看過している。

福島第一原発事故の損害賠償金は、不法行為に基づく損害賠償責任に基づいて支払われるものであるので、事故を起こした原子力発電事業者及びその事業

に関係した者がその責任を十分に問われることが重要である。その責任を曖昧にすることはモラル・ハザードとなる上、事故の再発防止機能を大きく阻害する。その意味で大きな問題がある。

その上、事故を起こした原子力発電事業者から電気を購入したことのない需要家や将来世代の子供まで負担を強いることはどうみても正当化されない。

また、第二に、電力自由化という点からみれば、事故リスクや重い環境負荷がある発電が、そのコストを負うべきは当然のことである。その意味で、過去の賠償負担があるとすれば、それは以後の原子力発電のコストになるべきものである。電力自由化のもとでは、発電事業も競争することによって、電力供給体制の効率化が図られるので、過去の賠償負担のようなコストを負う原子力発電の電気については、市場で不利になって、淘汰されていくことこそが相当なのである。

逆に、この専門家意見は、一部の発電事業者のコストを全体に負担させることとなり、電力自由化・適正な競争を阻害するものであって、電力自由化の趣旨にも反するという点を看過している点で重大な欠陥がある。

第三に、この専門家意見は、経済産業省及び電力会社（当時の一般電気事業者・現在の一般送配電事業者とほぼ同一）が、1990年代から2000年代において、意図的に、事故によるコストは発生しないとして、原子力発電事業を進めてきたことを看過している。自ら、そのようなコストは発生しないとして電気料金を定めながら、後に、事故が発生したら、需要家は、過去分も負担すべきだとする論理は、民法の世界で通用しない議論ではないだろうか。

(4) 小括

以上からすれば、賠償負担金についても、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用には当たらない。

なお、控訴人は、福島第一原発事故の損害賠償が適切になされるべきであると考えている。またそのための資金がきちんと確保されるべきであるとも考えている。

しかし、その資金の手当は、事故についての責任の程度と、原子力損害賠償法に従い定められるべきである。したがって、第一次的には、事故を起こした原子力事業者である東京電力が負担すべきであり、第二次的に、国が負担すべきである。国は、推進をし、監督をしてきたものとして、また、原子力損害賠償法に支援を義務付けられたものとして、その責を果たすべきである。そのことは、事故の再発防止にもつながるし、モラル・ハザードを防ぐことにもなる。

その後、事故を起こしていない原子力発電をしてきた電力会社（旧一般電気事業者）の同意のもと、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法ができ、事故を起こしていない原子力発電をしてきた電力会社（旧一般電気事業者）も一定額の負担をすることになった。

しかし、実際に発電をしてきた事業者、その監督をしてきた国、それに関与してきた諸企業に比較し、電気の需要家であった者の関与の程度は限定されている。まして、過去に東京電力の原子力発電による電気を利用してこなかった需要家、過去に生存していなかった需要家についてまで、何らの法律の規定もなく、その責任を負わせるのが相当であろうか。

経済産業省の平成25年以降の審議会では、国の税金による負担と需要家に負担させることになる託送料金による徴収が並列的に論じられてきたが、以上のような責任の有無・関与の程度の差を考えるとまったく適切ではない。

しかも、過去分を徴収するとしながら、実際には、過去の利用量に応じて過去の使用者に負担するのではなく、現在の電気消費量によって徴収している。このような制度が「公平」な制度なのだろうか。裁判所においては、公正にこの点を考慮していただきたい。

第4 原判決の理由とするところについての検討

- 1 法18条1項は、託送供給等約款の定め方に加え、その対象となる「託送供給及び電力量調整供給に係る料金その他の供給条件」に関する細目について経済産

業省令に委任する規定であるとの点

原判決は、「法18条1項は、託送供給等約款の定め方に加え、その対象となる「託送供給及び電力量調整供給に係る料金その他の供給条件」に関する細目について経済産業省令に委任する規定である」（原判決11頁）としている。

控訴人が原審の準備書面4の2頁以下において明らかにしたように、電気事業法18条は、全体として、自由経済を原則とする日本において、託送料金については、例外的に、強い公共的コントロールの下に置いて、託送料金が一般送配電事業を営むために必要な費用に限定され、最小限のものに限定されているのか、適正にチェックし、公的に監督することを規定するものである。

電気事業法18条1項は、託送供給等約款を認可にからしむることを定め、電気事業法18条2項は、電気事業法18条1項によって認可された条件以外による託送供給等を禁止し、電気事業法18条3項において、認可の際の基準を定めている。

以上からすれば、託送供給等約款の認可の基準は、法18条3項によって定められる。法18条1項にいう経済産業省令は、認可申請の内容をなす託送供給等約款において定めるべき事項と料金の算定計算書の記載事項など、手続的事項を規定することになる。託送料金については、法18条3項1号に規定する「一般送配電事業を営むために必要な費用」の具体的な細目を明示し、また、その算定方法を示すことしかできない。

原判決がいう「託送供給等約款の定め方に加え、その対象となる「託送供給及び電力量調整供給に係る料金その他の供給条件」に関する細目について経済産業省令に委任する規定である」という意味が、上記の意味であれば、正当である。

もっとも、次項で検討する、原判決の11頁の「どのような原価等の算定方法を定めるか」についての記述及び15頁の「イ 原告の主張①について」における記述をみると、原判決は、法18条1項にいう経済産業省令において、広く、「適正な原価」「営業費」の内容を規定できるかのように判示しているようにみられる。

しかし、「適正な原価」「一般送配電事業を営むために必要な費用」あるいは「営業費」とは、財務会計上の概念であり、その概念・意義内容は、会計の諸原則などに照らして、明確である。そして、これらの概念は託送料金の定め方についての基準として、小売電気事業者に保障された、認可された託送供給等約款によって託送供給を受けるという法的地位や権利を実現するためのものである。さらに、電気事業法18条の規定からみて、電気事業法18条1項は、電気事業法18条3項1号に規定するもの（特に、本件の場合では、「一般送配電事業を営むために必要な費用」）以外のものを「料金」とすることを経済産業省令に委任していない。以上からすれば、法18条1項にいう経済産業省令において、広く、「適正な原価」「営業費」の内容を規定できるとの解釈は理由がない。

2 「料金を能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものとするためにどのような原価等の算定方法を定めるのが相当であるかの判断には、（中略）専門技術的検討に加え、そのような検討を踏まえた政策的判断も要することから、これを経済産業省令に委任したもの」「経済産業省令においていかなる原価等の算定方法を定めるかについては、法の委任の趣旨を逸脱しない範囲内において、電気エネルギー政策の所管行政庁である経済産業大臣に専門技術的かつ政策的な観点からの一定の裁量権が認めている（ママ）」（11頁）との点について

また、原判決は、11頁において、「料金を能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものとするためにどのような原価等の算定方法を定めるのが相当であるかの判断には、（中略）専門技術的検討に加え、そのような検討を踏まえた政策的判断も要することから、これを経済産業省令に委任したもの」「経済産業省令においていかなる原価等の算定方法を定めるかについては、法の委任の趣旨を逸脱しない範囲内において、電気エネルギー政策の所管行政庁である経済産業大臣に専門技術的かつ政策的な観点からの一定の裁量権が認めている（ママ）いる」との判示をしている。

今までみてきた通り、料金にかかる電気事業法18条3項1号の基準は、小

売電気事業者に保障された、基準を満たすものとして認可された託送供給等約款によって託送供給を受けるという法的な地位、権利に関するものであるので、厳密に解釈すべきである。そもそも、「適正な原価」という概念は財務会計上の概念であるので、会計の諸原則などに照らして、その概念・意義内容は明確である。そして、電気事業法18条1項は、電気事業法18条3項1号に規定する以外のもの（原価としては「一般送配電事業を営むために必要な費用」以外のもの）を「料金」とすることを経済産業省令に委任していない。法律には、託送料金としては、適正な原価として、一般送配電事業を営むために必要な費用を、小売電気事業者に負担させる（電気事業法18条3項1号、同法18条1項、同法2条8号）と定めているだけであるので、適正な原価以外のものである「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を、小売電気事業者に負担させることは、法律による行政の原理及び憲法41条に反し、違法なものとなる。さらに、小売事業と発電事業を自由化し、競争を通じて電気事業の効率化を図り、電気料金を下げまたは抑制していくというところに重要な目的がある電力自由化の下で、特に、原価は一般送配電事業を営むために必要な費用に限定し、できる限り少ないものとするべきであり、また、一部の発電事業者のコストを託送料金に含ませることは適正な競争を害し、電力自由化の趣旨に反する。「賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金」は、規則の章立てや規定の仕方からみても、その定義をみても、一般送配電事業者が回収するものの、そのまま原子力発電事業者に渡されることから見ても、原子力発電事業に関連する費用であって、一部の発電事業者のコストであり、「一般送配電事業を営むために必要な費用」ではなく、法18条3項1号の「適正な原価」＝「一般送配電事業を営むために必要な費用」ではない。以上を考えると、専門技術的検討や政策的判断を理由に、特に、財務会計上、「一般送配電事業を営むために必要な費用」と考えられないものを追加するようなことは、経済産業省令に委任されていない。

また、料金にかかる電気事業法18条3項1号の基準は、その法的に保障され

た地位、権利に関するものであるので、厳密に解釈すべきであること、そもそも、財務会計上の概念であるので、会計の諸原則などに照らして、その概念・意義内容は明確であることからすれば、「経済産業大臣に専門技術的かつ政策的な観点からの一定の裁量権」はない。

この点の原審の判断は誤っている。

3 「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」は、「一般送配電事業を営むために必要な費用」に含まれうるのか。

(1) 電気事業法 18条3項1号にいう「原価」に、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」が含まれると解することはできないこと

原判決は、「(電気事業) 法は、(中略) 託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を託送料金として回収することを許容するものであると解される。」(原判決11頁)と判示しているが、一般送配電事業を営むために必要な費用といえない費用であっても、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」であれば、電気事業法 18条3項1号にいう「適正な原価」に含まれるという趣旨であれば、それは、法解釈を誤るものであることは既に述べた通りである。

(2) 「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」が一般送配電事業を営むために必要な費用に含まれると解することはできないこと

原判決は、「一般送配電事業者が、一般送配電事業を運営するに当たって必要であると見込まれる営業費として、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金（以下「賠償負担金相当金等」という。）の額を算定しなければならない旨の規定（本件算定規則4条2項）等を設け」(原判決1頁)と事実整理しているので、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」は、「一般送配電事業を営むために必要な費用」に含まれると

解しているとも思われるのでその点について付言する。

既に述べたように、「一般送配電事業を営むために必要な費用」は、財務会計上明確に決まるものであって、会計原則上、「一般送配電事業を営むために必要な費用」と言えないものについて、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」であるからといって、それが「一般送配電事業を営むために必要な費用」に含まれると解することはできない。会計原則上、「一般送配電事業を営むために必要な費用」でない以上、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」であることを理由に、「一般送配電事業を営むために必要な費用」に含まれ、託送料金として徴収できることとは、電気事業法18条3項1号、同法18条1項、同法2条8号の明文の規定に反するものであって、法律解釈としては誤ったものである。

4 電気事業法は、託送供給制度を導入した平成11年改正当初から、託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を回収することを想定しているとの点について

(1) 原判決の判示

原判決は、「（電気事業）法は、託送供給制度を導入した平成11年改正当初から、託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を回収することを想定」していたとするが、それは事実誤認である。

(2) 乙14号証（平成11年の電気事業審議会基本政策部会料金制度部会の報告書）には、託送料金に加えて、公益的課題に要する費用を回収することは記述されていないこと

第一に、託送供給制度を導入した平成11年改正当時の議論は、乙14号証（電気事業審議会基本政策部会料金制度部会 報告（制度答申）（平成11年1月21日））（以下「平成11年報告書」という）が基本となるが、平成11年報告書には、「託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべ

き電気事業に係る公益的課題に要する費用を回収する」ことを明示的に提言している記述はない。

むしろ、平成11年報告書は、託送料金についての原則としては、「託送コストの公正回収原則」（第一原則）と「事業者間公平の原則」（第二原則）のみを定めており、そこに、「公益的課題に要する費用の公平負担の原則」などは記述されていない（平成11年報告書8頁）。「託送コストの公正回収原則」（第一原則）では、「託送料金に含めてコスト回収すべき設備や関連するサービスを具体的かつ明確に特定した上で、そのコストを適正に回収することが必要である。」とされていて、託送コスト＝一般送配電費用のみを具体的に特定し、それを適正に回収することが必要であるとされている（平成11年報告書8頁）。

そして、公益的課題への対応については、以下の通り記述されている。

「公益的課題のうち、供給信頼度の確保、エネルギーセキュリティ・環境保全に関する事項については、いずれもネットワークを保有する電力会社の給電指令によって担保されるものである。

すなわち、供給信頼度の確保については、発電と送配電の一体的な形成及びその運用が必要であり、これを担うのは電力会社である。またエネルギーセキュリティ及び環境保全の確保については、これを達成できるよう原子力・水力などの開発・運用を行う必要があり、これについても電力会社の給電指令によって担保されるものである。

以上のことから、利用者は託送利用に当たって電力会社の給電指令に従う必要があり、例えば以下の事項について、新規参入者が遵守することが適当である。

- ・給電計画の提出に関する事項（系統安定上の要請）
- ・同時同量に関する事項（系統安定上の要請）
- ・事故、緊急時における優先給電指令に関する事項（系統安定上の要請）
- ・水力、原子力などの供給確保に関する事項（セキュリティ及び環境保全上の

要請)」(平成11年報告書8頁)

以上の通り、公益的課題への対応は、電力会社（当時の一般電気事業者・現在の一般送配電事業者とほぼ同一）からの給電指令及び同時同量などの給電ルールに従うことをもってなされるとしていたのである。

すなわち、当時の新規参入者（一般電気事業者以外の新規参入をしようとする電気事業者）（以下「新規参入者」という。）は、給電計画を作り、供給する需要が同時同量になるようにマネージメントをするなどの給電ルールに従い、事故・緊急時の優先給電指令に従い、水力、原子力などの供給確保についての給電指令に従うということをもって、公益的課題へ対応するということが、平成11年報告書においては、記述されているのである。

以上の通り、平成11年報告書には、「託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を回収する」などとは記載されていない。

平成11年報告書では、公益的課題への対応の必要性は言っているが、それに対する対処方針として記述されているのは上記の通り、給電指令及び同時同量などの給電ルールに新規参入者が従うというルール設定のみである。託送料金については、託送コストの公正な回収のみが記述されている。

なお、原判決では、35頁の下から2行目から次の頁の冒頭において「需要家は公益的課題の成果を享受する主体として、そのために必要な負担について、全ての需要家が公平に負う」と記載し、平成11年報告書において、あたかも、需要家が、託送料金において、公益的課題のための費用を負担するかのような誤解を生じさせる表現がされている。

しかし、「需要家は公益的課題の成果を享受する主体として、そのために必要な負担について、全ての需要家が公平に負う」との記述は、託送制度とは別項目で、「公益的課題達成のための必要事項」という項目において記載されており、そこで記載されている、需要家の負担とは、前述の、給電指令及び同時同量などの給電ルールに従うことである。託送料金に上乗せした金額を支払う

ことは記述されていない。

以上の通り、託送料金において、公益的課題に要する費用を回収することは、平成11年報告書では、記述されておらず想定されていなかったのである。

(3) 平成11年の国会審議

また、平成11年の国会審議においても、「託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を回収する」などといったことは議論されていない。

そこで議論されているのは、新規参入者が公益上の必要があるときは、給電指令に従う、給電ルールに従うということと、電源開発促進税という法律で規定されるものについて、託送料金に含めて徴収することができるようになるということだけである（乙24）。

電源開発促進税は、法律によって、託送料金で徴収することが規定されているので、法律による行政の原理・憲法41条との関係で問題は生じない。

(4) 「託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を回収する」との記述は、平成25年10月に初めて使用されたものにすぎないこと

そもそも記録上、「託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を回収する」旨の記述は、平成25年10月に初めて用いられたものである（乙20・33頁）。

平成11年の時点では、そのような表現はなく、したがって、そのような想定があったことも認定できない。

(5) 小括

以上からすれば、電気事業法は、託送供給制度を導入した平成11年改正時点では、託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を回収することを想定していなかったというのが正しい事実認識である。

付言すると、平成11年当時認識されていた公益的課題は、供給信頼度の確保、エネルギーセキュリティ、環境保全の3点であり、本件で問題となっている、賠償負担や廃炉円滑化負担といったものは、まったく議論されていない。むしろ、すでにみたように、経済産業省及び電力会社（当時の一般電気事業者・現在の一般送配電事業者とほぼ同一）は、当時、多額の賠償負担が生じるような事故が発生することはないことを前提に、原子力発電は、安い発電であると盛んに宣伝していた。2004年の時点では、1kwhあたり5.9円としていた（平成26年5月14日衆議院経済産業委員会における、高橋泰三・資源エネルギー庁電力・ガス事業部長の答弁・乙第58号証の31頁）。平成11年当時、賠償負担や廃炉円滑化負担といったものは、公益的課題として想定されていなかったのである。

賠償負担や廃炉円滑化負担といったものが、電力供給システムにおける「公益的課題」として議論されたのは、前述の通り平成25年10月が初めてである。それと同時に突然に、「託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を回収する」との表現がとられるようになった。その意味でも、「託送供給制度を導入した平成11年改正当初から、賠償負担金や廃炉円滑化負担金の回収が想定されていた」というのは、重大な事実誤認である。

なお、使用済燃料再処理等既発電費については、その後、託送料金に含めて徴収している。しかし、使用済燃料再処理等既発電費は、平成11年報告書における論及もなく、また、託送料金に加えて徴収するとした法律の定めもない。したがって、使用済燃料再処理等既発電費を、託送料金に加えて徴収することは、法律による行政の原理、憲法41条に反し違法であると思われる。違法なことが行われていたことを理由に、賠償負担金や廃炉円滑化負担金の徴収を正当化することも相当ではないことは論を待つまでもないことである。

5 「国会の審議」の点について

(1) 原判決の判示

原判決は、「国会審議においても、託送料金によって賠償負担金相当金を回収することの必要性等につき議論がされた」（原判決13頁）、「国会においても、託送料金によって廃炉円滑化負担金（相当金）を回収することの必要性等につき議論された」（原判決13頁最後から14頁初めまで）として、「賠償負担金（賠償負担金相当金）及び廃炉円滑化負担金（廃炉円滑化負担金相当金）を（中略）託送供給等約款料金に係る原価等（具体的には営業費）の構成要素とした本件算定規則4条2項の規定は、法の委任の趣旨及び所管行政庁である経済産業大臣の裁量権の範囲を逸脱するものとはいえない。」（原判決14頁）としているので、この点についても検討する。

(2) 平成26年の国会答弁では、賠償負担金（賠償負担金相当金）及び廃炉円滑化負担金（廃炉円滑化負担金相当金）を託送料金に係る原価等（具体的には営業費）の構成要素とすることは想定されていないこと

しかし、平成26年の国会審議（電力全面自由化のための電気事業法の大幅な改正についての国会審議）においては、「システム改革の進捗に合わせまして、今、一般電気事業者の経費に係っているものについてどのような費用で回収するかということでございますけれども、基本的には、託送につきましては、託送業務に係る費用を回収するということでございます。先ほど申し上げましたとおり、全需要家が公平に負担するべき費用として、負担の公平性あるいは事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収すべきものがあるかどうか、これについては必要に応じて検討していくということでございまして、今現状は発電費に入っておりますけれども、今後については、もしそういう必要があれば検討していくということでございます。」（平成26年5月14日の衆議院経済産業委員会における、高橋泰三資源エネルギー庁電力・ガス事業部長の答弁・乙第58号証の37頁1段目）と政府答弁がされており、少なくとも、平成26年の時点では、賠償負担金（賠償負担金相当金）及び廃炉

円滑化負担金（廃炉円滑化負担金相当金）を託送料金に係る原価等（具体的には営業費）の構成要素とすることは想定していなかった。

(3) 平成29年の国会での質疑応答では、改正法案が国会に出されたわけではなく、国会審議といえるものではなく、かつ、平成11年報告書の内容を誤って引用した答弁がなされていること

その後、平成29年の国会での質疑においては、経済産業大臣が「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を託送料金により回収できる、これが電気事業法の解釈であります。その根源は、2000年に電力小売を部分的に自由化したときに、やはりそういう費用が取れなくなっていく可能性があるということ、当時、審議会で議論をしていただいて、託送料金で回収をするというメカニズムを入れていった」といった答弁をしている。

原判決は、この質疑をもって、「国会審議においても、託送料金によって賠償負担金相当金を回収することの必要性等につき議論がされた」(13頁)、「国会においても、託送料金によって廃炉円滑化負担金（相当金）を回収することの必要性等につき議論された」(13頁最後から14頁初めまで)としているようである。

しかし、第一に、平成29年においては、「託送料金によって賠償負担金（相当金）を回収する」あるいは「託送料金によって廃炉円滑化負担金（相当金）を回収する」といった電気事業法その他の法律の改正案が国会にかかったことはなく、そうした法案の審議がされたことはない。これをもって、国会審議と表現することは不正確である。

第二に、そこでは、あたかも、「(平成11年改正のときに) 審議会で議論をし、(全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を) 託送料金で回収をするというメカニズムを入れていった」という事実があるかのように答弁されていくが、そのような事実はない。すでにみたように、平成11年報告書では、需家負担とは、給電指令及び同時同量などの給電ルールに従うこととされていて、託送料金で、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を回収するなど

とは記述されていない。平成11年の電気事業法改正の際の国会審議においてもその点は同様である。

むしろ、すでに指摘した通り、平成11年報告書では、託送料金については、「託送コストの公正回収原則」（第一原則）として、「託送料金に含めてコスト回収すべき設備や関連するサービスを具体的かつ明確に特定した上で、そのコストを適正に回収することが必要である。」とされていて、託送コスト＝一般送配電費用のみを具体的に特定し、それを適正に回収することが必要であるとされているのである。

原判決は、平成29年の経済産業委員会での経済産業大臣の誤った答弁に引っ張られて誤った結論を導いてしまっているのであって、原判決はその判断の基礎となる重要な事実について、誤解・誤認しているのである。

6 本件施行規則45条の21の2～45条の21の7は、（電気事業）法の規定を実施するための執行命令として定められたとの解釈が誤りであること

原判決は、17頁から18頁にかけて、「本件施行規則45条の21の2～45条の21の7は、（電気事業）法の規定を実施するための執行命令として定められた」との解釈を示している。

この点の解釈は、明らかな誤りである。これは、一審被告国（日本）の主張をそのまま写したものであるが、裁判所がこのような誤った解釈を書き写すこと自体信じられないことである。

裁判所のこの解釈は、「本件算定規則4条2項は、法18条1項等の委任を受けて、賠償負担金（賠償負担金相当金）及び廃炉円滑化負担金（廃炉円滑化負担金相当金）を託送供給等約款料金に係る原価等（営業費）の構成要素として定めたものであ」るので、「本件施行規則45条の21の2～45条の21の7は、原子力発電事業者・一般送配電事業者間、一般送配電事業者・小売電気事業者間の契約関係が存在することを前提として、原子力発電事業者が賠償負担金等を託送料金の仕組みの中で広く全ての需要家から回収するための一連の手続を規定したもの」となるので、本件施行規則45条の21の2～45条の21の7は、

執行命令と解されるというものである。

しかし、第一に、賠償負担金（賠償負担金相当金）及び廃炉円滑化負担金（廃炉円滑化負担金相当金）は、それ自体は、会計原則上、一般送配電事業に必要な費用でも、原価でもないことはもちろん、一般会計においても用いられない概念であるので、算定規則において規定しただけでは、どんな費用なのか・何に使うお金なのかも、また、どのように算定するかも不明なものである。そのように実体が不明なものを算定規則に記述したとしても、義務は発生しない。

第二に、賠償負担金（賠償負担金相当金）及び廃炉円滑化負担金（廃炉円滑化負担金相当金）を定義し、算定方法を定め、その算定方法にしたがって具体的な金額を決定する方法を定め、誰がどのように徴収し、誰に渡すのかを定めているのは、本件施行規則45条の21の2～45条の21の7である。本件施行規則45条の21の2～45条の21の7がなければ、賠償負担金（賠償負担金相当金）及び廃炉円滑化負担金（廃炉円滑化負担金相当金）の定義も、算定方法も、その算定方法にしたがって具体的な金額を決定する方法も、誰がどのように徴収し、誰に渡すのかも不明である。

第三に、一般送配電事業者の賠償負担金（賠償負担金相当金）及び廃炉円滑化負担金（廃炉円滑化負担金相当金）の徴収義務及び原子力発電事業者への払い渡し義務を規定するのは、本件施行規則45条の21の2及び本件施行規則45条の21の5である。逆に言えば、本件施行規則45条の21の2及び本件施行規則45条の21の5がなければ、一般送配電事業者の賠償負担金（賠償負担金相当金）及び廃炉円滑化負担金（廃炉円滑化負担金相当金）の徴収義務及び原子力発電事業者への払い渡し義務は生じないのである。一般送配電事業者の賠償負担金（賠償負担金相当金）及び廃炉円滑化負担金（廃炉円滑化負担金相当金）の徴収義務は、小売電気事業者の、賠償負担金（賠償負担金相当金）及び廃炉円滑化負担金（廃炉円滑化負担金相当金）の支払い義務を生じさせる。

以上の通り、本件施行規則45条の21の2～45条の21の7は、賠償負担金（賠償負担金相当金）及び廃炉円滑化負担金（廃炉円滑化負担金相当金）を定

義し、算定方法を定め、その算定方法にしたがって具体的な金額を定める方法、誰がどのように徴収し、誰に渡すのかを規定し、一般送配電事業者に、賠償負担金（賠償負担金相当金）及び廃炉円滑化負担金（廃炉円滑化負担金相当金）の徴収義務及び原子力発電事業者への払い渡し義務を課し、さらに、小売電気事業者の、賠償負担金（賠償負担金相当金）及び廃炉円滑化負担金（廃炉円滑化負担金相当金）の支払い義務を生じさせている。

どう考えても、執行命令ではなく、法規命令である。

裁判所は、一審被告国が誤った主張をそのまま写すことはやめ、公正に法的判断を示すべきである。

第5 総括

以上の通り、原判決は、事実誤認があるとともに、法解釈を誤っている。他方、一審原告（控訴人）の請求には理由がある。したがって、原判決は破棄取消し、一審原告（控訴人）の請求が認められるべきである。

以 上